豊中市立豊島西小学校PTA慶弔規定

1[目的]
　豊中市立豊島西小学校PTAに係わる会員（保護者）、学校教職員ならびに、児童の慶弔に関して、その意を表すことを目的とする。

2[名称]
　この規定を豊中市立豊島西小学校PTA慶弔規定（以下規定）という。

3[対象]
　規定の対象になる者は、次の各号にあたるものとする。
（1）会員（保護者）　（2）学校職員　（3）児童
（4）その他PTA運営委員会において特に必要とみとめたもの

4[種類]
（1）＜会員（保護者）＞
1、　会員の慶事には、金品を贈呈しない。
2、　会員が死亡した場合、供花・香料のお供えの有無についてはご家族の意向に従うものとする。
3、　天災・人災等で、その被害の程度がきわめて大きい場合には、運営委員会の決定に基づきお見舞いを贈る。
（2）＜学校教職員＞
1、　学校教職員・その配偶者、および生計を共にする一親等の家族が死亡した場合、供花・香料のお供えの有無についてはご家族の意向に従うものとする。
2、　学校教職員が、疾病等により長期にわたって休職したり、天災人災等により、その災害がきわめて大きい場合には、運営委員会の決定に基づきお見舞いを贈る。
（3）＜児童＞
1、　児童の慶事には金品を贈呈しない。
2、　児童が死亡した場合、供花・香料のお供えの有無についてはご家族の意向に従うものとする。

5[財源]
この規定によって支弁する経費は、豊中市立豊島西小学校PTA会計より支出するものとする。
（1）この規定の運用・改廃等、必要事項については、運営委員会で決定するものとする。
（2）この規定によって、受けた金品については、返礼を要しない。
（3）この規定以外の金品の贈呈等は、いっさいこれを認めない。
（4）この規定による慶弔額は、当分の間、別表に定める額とする。

＜別表＞

区分	弔		備考
教職員	本人死亡	供花 と 香料（5,000円）	お供えの有無については ご家族の意向に従う
	配偶者死亡	〃	〃
	第一親等 (家族)	供花か それに代わる香料（5,000円）	生計を共にする者（学校から連絡があった場合のみ）
会員 （保護者）	死亡	供花と 香料（5,000円）	お供えの有無については ご家族の意向に従う
児童	死亡	〃	〃

昭和56年1月17日制定、平成元年1月8日改定、平成11年5月１日改定、平成16年2月21日改定
平成25年2月22日改定、令和5年5月31日改定